

行動計画策定指針の一部を改正する告示（案）の概要（一般事業主行動計画に係る部分）

1. 改正の趣旨

- 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、主務大臣は、同法第 12 条第 1 項等の規定に基づく一般事業主等の行動計画の策定に関して、行動計画策定指針（平成 26 年内閣府・国家公安委員会・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「策定指針」という。）を定めなければならないこととされている。
- 今般、「少子化社会対策大綱」（令和 2 年 5 月 29 日閣議決定）において、「不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の両立に資する制度等の導入に取り組む事業主を支援し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境整備を推進する。」とされていること等を踏まえ、事業主における不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進するため、策定指針について、所要の改正を行うもの。
- また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 16 条の 2 の規定に基づく子の看護休暇について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成 3 年労働省令第 25 号）の改正により時間単位での取得が可能となったことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

(1) 不妊治療と仕事の両立

- 事業主においては、次世代法第 12 条第 1 項の規定に基づく一般事業主行動計画を策定するに当たり、策定指針六の規定に基づき、次世代育成支援対策として重要と考えられる事項を、実情に応じて盛り込むことが望ましいこととされている。
- 次世代育成支援対策として重要と考えられる事項については、策定指針六 1（1）において、妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備に関する項目が設けられているところ、策定指針六 1（1）シとして「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」に関する項目を追加し、以下の内容を規定する。
 - ・ 以下のような措置を講ずること。
 - － 不妊治療のために利用することができる休暇制度（多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含む。）
 - － 半日単位・時間単位の年次有給休暇制度
 - － 所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク 等
 - ・ この場合、下記の取組を併せて行うことが望ましいこと。
 - － 両立の推進に関する取組体制の整備
 - － 社内の労働者に対するニーズ調査
 - － 企業の方針や休暇制度等の社内周知、社内の理解促進、相談対応

- ・ 不妊治療に係る個人情報の取扱いに十分留意すること。

○ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 子どもの看護のための休暇の措置の実施

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の改正により、子の看護休暇について、時間単位での取得が可能となったことを踏まえ、策定指針六1（1）ケにおける子の看護休暇の弾力的な利用が可能となるような制度の例示として、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認めることを明確化する。

※ 行動計画策定指針の改正に併せ、次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）様式第1号（一般事業主行動計画策定・変更届）についても、所要の改正を行う。

3. 根拠規定

次世代法第7条第1項及び第3項

4. 適用期日等

告示日： 令和3年2月中旬（予定）

適用期日：令和3年4月1日